

改訂のあらまし

【図書名等】 「有機溶剤作業主任者テキスト」(第10版)
 コードNo. 23274 定価1,980円(本体1,800円+税10%)
 352→392 ページ

【発行日】 令和5年3月28日

【改訂のあらまし】

改訂のあらまし	該当頁
令和2年8月の第9版発行後の法令改正への対応、掲載情報の最新化、関係資料の新規掲載等を行った。 主な改訂箇所は次のとおり。	
第1編 有機溶剤作業主任者の職務	
・第2章「4 リスクアセスメントとコントロール・バンディング」を「4 リスクアセスメント」と改めた。	19
・図1-3(CREATE-SIMPLE(クリエイト・シンプル)の流れ)を追加した。	21
・「4 リスクアセスメント」に「(4) リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置」を追加した。	22
・「5 安全データシート(SDS)」にSDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新に関する記述を追加した。	23
・第3章として「化学物質の自律的な管理」を新設した。	26
第2編 有機溶剤による健康障害およびその予防措置に関する知識	
・【事例7】を追加した。	45
・応急措置に関し、新型コロナウイルス感染症対応に関して発せられた厚生労働省指針に対応した記述を図2-6の下へまとめた。	57-65
・第1章5(2)⑦にオートショックAEDについての記述を追加した。	64
・第1章5(2)⑧の「腹部突き上げ法」と「背部叩打法」の順序を入れ替えた。	65
第3編 作業環境の改善方法	
・第6章「1 点検と定期自主検査」の定期自主検査についての説明を改めた。	116
・第5章を第7章に順序を変更し、「特別規則の規定による多様な発散防止抑制措置」と章名を改めた。	125
・第8章として「化学物質の自律的な管理による多様な発散防止抑制措置」を新設した。	126
・図3-15(個人サンプラーによる測定)を追加した。	130
・第9章に「4 作業環境測定結果の第3管理区分に対する措置」「5 個人サンプリング法の適用対象作業場と適用対象物質の改正」を新設した。	132-134
第4編 労働衛生保護具	
・「フィットテスト」、「漏れチェック」と記載していたものを着用時の漏れをチェックすることを意味するものとして「シールチェック」と改めた。	149 他
・第1章「概説」とし、以降の章番号を改めた。	137
・表4-1に「有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」を追加した。	138
・第1章の最後に「参考」として有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具についての記述を追加した。	138
・表4-2を図4-1と改めた。図中に「有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」を追加した。同図中の給気式について「○空気中の粉じん、有毒ガスが対象」を「○酸欠に有効」と改めた。	139
・第2章1の図4-1の説明を改めた。	139
・第2章「1 呼吸用保護具の種類」に「(6) 有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」を	140

新設した。	
・図 4-2 に「有毒ガス用電動ファン付き呼吸用保護具」を追加し、有害物質の種類に「粒子状+気体」を追加した。	141
・表 4-2 を「令和 2 年厚生労働省告示第 286 号別表第 1~4」に改めた。	143
・写真 4-1、4-2、4-3、4-5、4-6、4-7、4-8 の一部を最新のものに差し替えた。	144-171
・第 4 章 2⑤の記述を改めた。	159
・写真 4-6 に保護めがねを追加した。	164
・写真 4-8 「割烹着」を「ガウン」、「前掛け」を「エプロン」と改めた。	171
・第 4 章 3 「(2)エプロン、前掛け等」を「(2)部分化学防護服」と改めた。	171
第 5 編 関係法令	
・第 1 章 4(2)の囲み内の条文を更新した。	177-178
・第 2 章 4 に法令改正に対応した記述を追加した。	185
・第 2 章 5(2)に電動ファン付き呼吸用保護具についての記述を追加した。	186
・第 2 章 5(4)②の記述を更新した。	187
・第 2 章 5(4)④に化学物質の自律的な管理についての記述を追加した。	188
・〔参考〕として「労働安全衛生規則中の化学物質の自律的な管理に関する規制の主なもの」を追加した。	194-198
・第 3 章 1 に法令改正に対応した「(6)管理の水準が一定以上の事業場の適用除外」を新設した。	203
・第 3 章 2(3)、3(7)、3(8)、4(3)、4(4)、4(5)、5(6)、6(4)、7(1)、7(2)に法令改正に対応した記述を追加した。	204-218
・第 3 章 4(3)に法令改正に対応した記述を追加し、図 5-3 を削除した。	210
・第 3 章 5 に「(7)作業環境測定の評価結果が第 3 管理区分に区分された場合の措置」を新設した。	215
・第 3 章 6 に「(5)ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和」を新設した。	218
・第 4 章中、第 4 条の 2 の新設に伴い、「解説」を追加した。	227
・第 4 章中、第 24 条、第 30 条の 4、第 33 条の「解説」の内容を整備した。	244-253
・第 4 章中第 4 条の 2、第 9 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3、第 18 条、第 18 条の 2、第 19 条の 2、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条の 3、第 29 条、第 30 条の 4、第 32 条、第 33 条、第 35 条、第 37 条を法令改正に対応して改めた。	225-254
・第 4 章中様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 2 号の 2、様式第 3 号、様式第 3 号の 2、様式第 4 号、様式第 5 号を法令改正に対応して改めた。	256-267
・第 4 章中「様式第 1 号の 2」を法令改正に対応して追加した。	257
・〔参考〕として、令和 6 年 4 月 1 日施行の有機則の改正条文を掲載した。	268
・表 5-4、5-5、5-9 を法令改正に対応して改めた。	279-282
・第 5 章中「特定化学物質障害予防規則（抄）」を法令改正に対応して改めた。	284-298
・〔参考〕として、令和 6 年 4 月 1 日施行の特化則の改正条文を掲載した。	303-305
参考資料	
・「有機溶剤中毒予防規則第 24 条第 1 項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示」を削除し、「参考資料 1」として「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2 項、有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」を掲載した。	309
・「参考資料 2」として「第 3 管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（抄）」を掲載した。	310
・「参考資料 5、10、12」を法令改正に対応して改めた。	331, 359, 370